

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20220125製局第1号
令和4年2月3日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和4年1月21日付け警察庁丙組組企発第60号、警察庁丙備企発第54号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和4年1月21日付け外務省告示第26号及び令和4年1月21日付け国家公安委員会告示第5号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 60 号
警察庁丙備企発第 54 号
令和 4 年 1 月 21 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 155）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 4 年 1 月 21 日付け外務省告示第 26 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 4 年 1 月 21 日付け国家公安委員会告示第 5 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件の措置の対

○外務省告示第二十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和四年外務省告示第六十四号

を、含む第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百三十三号に基

づき、設立された各理事會委員會が令和四年一月十七日に行った決定等に

基づき、同理事會決議第千二百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号

（c）、「第千三百九十号2（a）」、「第千九百八十八号1（a）」、「第千三百三十三号8

（a）」に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよう

に改正する。。

をに二次の令和四年一月二十一日及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分

改正後欄に掲げられた規定のよう改正する。

（）は、当該対象規定

外務大臣 林 芳正

をに二次の令和四年一月二十一日及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分

改正後欄に掲げられた規定のよう改正する。

（）は、当該対象規定

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～285. [略]</p> <p><u>286.</u> 削除</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～285. [同左]</p> <p><u>286.</u> アル・ハラマイン・イスラム財団 (別称：(a)バジール (b)ブジール)</p> <p>AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION_</p> <p>(a.k.a.： (a)Vazir (b)Vezir)</p> <p>旧称：不明</p> <p>所在地：(a)64 Poturmahala, Travnik, Bosnia and Herzegovina (b)Sarajevo, Bosnia and Herzegovina</p> <p>国連制裁委員会による指定日：2002年3月13日（2003年12月26日、2008年9月16日、2011年6月16日、2018年5月9日及び2019年12月6日に改訂）</p> <p>その他の情報：2007年11月現在、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局が刑事上の捜査を行っている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities</p>

287. 削除

288. ～414. [略]

415. 削除

287. アル・ハラマイン・イスラム財団 (ソマリア)

AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION (SOMALIA)

旧称：不明

所在地：ソマリア

国連制裁委員会による指定日：2002年3月13日（2011年12月13日、2015年6月15日及び2019年5月1日に改訂）

その他の情報：国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。

同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282114>

288. ～414. [同左]

415. アル・ハラマイン財団－インドネシア（別称：アル・マナヒル・インドネシア財団）

AL-HARAMAIN FOUNDATION (INDONESIA)_

(a.k.a. : Yayasan Al-Manahil-Indonesia)

旧称：不明

所在地：Jalan Laut Sulawesi Blok DII/4, Kavling

Angkatan Laut Duren Sawit, Jakarta Timur 13440

Indonesia; Tel. : 021-86611265 and 021-86611266; Fax. :

021-8620174

416. ～792. [略]

国連制裁委員会による指定日：2004年1月26日（2012年3月21日及び2019年5月1日に改訂）

その他の情報：国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5235596>

416. ～792. [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第五号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年一月二十一日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

1 名称 アル・ハラメイン・イスラム財団（AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION）

名簿に記載された年月日 2002年3月13日（2003年12月26日、2008年9月16日、2011年6月16日、2018年5月9日及び2019年12月6日に改訂）

名簿記載者公告番号 QE-21

2 名称 アル・ハラメイン・イスラム財団（ソマリア）（AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION（SOMALIA））

名簿に記載された年月日 2002年3月13日（2011年12月13日、2015年6月15日及び2019年5月1日に改訂）

名簿記載者公告番号 QE-22

- 3 名称 アル・ハラマイン財団－インドネシア (AL-HARAMAIN FOUNDATION (INDONESIA))
名簿に記載された年月日 2004年1月26日 (2012年3月21日及び2019年5月1日に改訂)
名簿記載者公告番号 QE－35